

宝塚市制70周年記念事業企画委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 宝塚市制70周年記念事業基本方針に基づき、宝塚市制70周年記念事業（以下「記念事業」という。）を着実に実施するため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市制70周年記念事業企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 企画委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 記念事業に係る実施案の企画及び調整に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 企画委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 企画委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は企画経営部長の職にある者を、副委員長は政策室長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、企画委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 企画委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、企画委員会の会議の議長となる。

（意見又は説明の聴取）

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第7条 企画委員会の庶務は、企画政策課で行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年（2023年）5月9日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年（2024年）3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

部局・職名		備考
市長部局	企画経営部長	委員長
	政策室長	副委員長
	きずなづくり室長	
	行政管理室長	
	建設室長	
	建築住宅室長	
	安心ネットワーク推進室長	
	子ども家庭室長	
	環境室長	
	産業振興室長	
	宝のまち創造室長	
消防本部	消防保安室長	
議会事務局	議会事務局次長	
教育委員会	管理室長	
	学校教育室長	
	生涯学習室長	
上下水道局	経営管理部長	
市立病院経営統括部	経営統括部次長	

